平成26年度　第１回　藤枝市男女共同参画会議　議事録

日　時　平成２６年7月２４日（木）14:３０～１６:３０
会　場　藤枝市生涯学習センター　１Ｆ　第３会議室
出席者　委員１５名（定員１５名 全員出席）
　　事務局４名

議事・報告事項

（２）平成２６年度事業計画について

委員	中学生ふれあい出前講座を１校だけ受けない理由はあるのか？藤枝市以外では実施しているのか？
事務局	当初、中学生ふれあい出前講座は全校での実施を予定していたが、１校で主任の先生が引き継ぎを受けていなかったため、今年度は見送ることになった。次年度は全校で実施となると思う。 中学生を対象とした講座は、知る限りでは行われていない。小学生を対象とした講座は、沼津市などで行われているが、一部の学校での実施となっている。全校で実施しているのは、藤枝市だけである。
委員	ぱりての事業は、男女共同参画とあまり関係がない事業のように思えるが、男女共同参画を目指して活動をしているか？
事務局	男女共同参画は、幅が広くて奥が深い。男女共同参画の視点に沿って事業を実施していただいている。
委員	多文化共生事業については、男女共同参画で行わなくていいのではないかと思う。
事務局	当課は男女共同参画と兼務で多文化共生を担当している。男女共同参画を主としながら、多文化共生の仕事も行っている。
委員	女性のための相談事業の広報、ＰＲはどのように実施しているか？相談を受けている人の比率はどうであるか？多くの人に知ってもらうとよいと思う。
事務局	当課では女性に特化した相談事業を行っている。相談者数は、人口からいったら相対的に少ないが、相談事なので少ない方がいい面もある。市の広報やチラシなどで周知しているが、一層ＰＲに努めていきたい。
委員	公民館など、人が集まる所に女性相談のカードを置いてある。周知をしているが、気づかない人もいるかもしれない。
委員	市の女性相談を受けていることを知られたくない人は、県の相談を受ける人もいる。
委員	藤枝市は、男女共同参画に特化した課を設けているが、共生の観点から、男女共同参画に多文化を加えている市も見られる。
委員	島田市の女性議会など、行政が女性の前進を後押しする動きがみられるが、藤枝市の現状はどうであるか？
委員	島田市の女性議会が議会と同等のものとなるかはわからない。静岡市で行われた女性議会は、議会と同等になり、市長の答弁も公約となった。
事務局	当課では４本の柱でフルに事業をやっており、特出しをすれば女性議会のような事業も可能であるが、既に他市と違った事業を行っている。年に１度の打ち上げ花火的にはできるが、一過性のものより意見が反映されることが大切なので、検討していきたい。
委員	静岡県には男女共同参画課はあるのか？
事務局	県には男女共同参画課があり、女性の課長である。県のセンターは、あざれあになる。
委員	女性の意見が行政に反映され、世の中を変えていく中心になればと思う。先に浜松の女性が男女共同参画の活動で功労賞を受賞して、静岡県はすごいと思った。
委員	県はセンターの設置が義務付けられているが、基礎自治体ではセンターの設置は努力目標である。静岡県内にはセンターは６つあり、その一つが藤枝市である。
委員	平成２４年度まで小学校の教員をしていたが、その頃に学習指導要領が変わり、キャリア教育が重視されてきた。キャリア教育の一環として、市が立ちあげたマイジョブ講座が合致して、実施する学校が増えていったと思う。全校が参加しており、内容も子どもたちにとってとても魅力があるものと聞いている。小学生が将来の夢を広げていく事業になっている。中高生の職場体験を見ても、生徒の職業意識が変わってきていることを感じる。こうした事業の成果が着々と子どもたちの意識に根づいていくと思う。
委員	650万円の予算でたくさんの実績が上がっていることは素晴らしいと思う。委員を２年務めたが、女性の権利意識の向上かと思っていたがそうでもなく、多様性ということが理解できてきた。 地区推進員は誰がなるのか？また、どのように選ばれているのか？地区推進員になってその人にとってプラスになったとか、成果がわかるといいと思う。いきいきと活動をしているのか？
委員	主人が町内会長をしているが、地区推進員から町内会長や保健委員に打合せの案内がきて状況がわからなかった。町内会長だけでも繁忙なのに、こうしたこともするのかと思っていた。

事務局	公民館単位で１地区６名を基本としてお願いしている。地元自治会から無理のない範囲で推薦をいただいており、６人より多い地区も少ない地区もある。 最初の内は、委員からお話があったような意見も出るが、皆さんで集まって計画をたてたり、実際に啓発活動をしていく中で男女共同参画の理解が進み、いい経験になったという意見を聞いた。各地区の活動については、報告書を作成し回覧している。
委員	常任の委員はいるのか？毎回、地区推進員が変わってゼロからのスタートになるのか？
事務局	前回が６１人で今回が６２人であるが、再任の方は８人である。大方は新しく入れ替わっているので、４月、５月で研修を重ねて６月から地区推進員で話し合いに入った。話し合いを始めた段階では、地区推進員の関係もこなれてないが、段々と均されて滑らかに流れていく感じである。
委員	地区推進員の期待される効果で、役割分担や社会慣習を見直しとあるが、自治会長が女性になれば見直しになると思うが、芽ばえみたいなものはあるか？自治会の方に聞いた方がいいと思うが。
委員	現在、市内で女性の町内会長は１人であり、増やしていきたいとは思っているが、なかなか難しくて大きな課題となっている。女性の自治会長、町内会長をほしいのが自治会の切なる願いである。 当初、地区推進員の推薦では困ったが、一生懸命やっていただいている。訳のわからない内に終わってしまう方もいるが、半数以上はよかったという感想をもって終了している。
委員	かつて町内会長を選ぶ選考委員長になり、大変苦労した。お願いして回ったが、女性という発想はなかった。班長会議にも出席しないので、どこにどういった優秀な女性がいるかがわからない。 ワーク・ライフ・バランスについて聞きたいが、一言でいうと残業をなくすということでよいのか？
委員	その一部ではあるが、日本では正社員が無限に働いていることがワーク・ライフ・バランスを阻害している一番の要因であるので、目指すところとして残業の削減がある。 日本人が時間も気持ちも会社寄りになり過ぎてバランスを欠いて、判断や思考をするときにそちらが主になる可能性がある。仕事と家庭に代表される生活のバランスがとれることで、気持ちのバランスも保たれる。そのために、残業を減らすことが第一の目印であることは事実である。
委員	女性が育児、介護、教育を担当し、働いていればいい男性がうつ病になり、ワーク・ライフ・バランスと言われる。どこをどうしていけばいいのか？安倍政権が掲げる女性の活躍は、労働力が減っているからであるが、女性には避けがたい様々な問題がある。介護を男性、女性のどちらが担うかという各論になると、嘘っぽい。ワーク・ライフ・バランスなんてのんびりしたことを言っていると、会社はつぶれてしまう。
委員	念仏を唱えて現実がよくなる訳ではない。それに向かって進んでいく方向性は示していく必要がある。海外に目を向けると、今の日本のような働き方をしないで日本以上に経済成長を遂げている国もある。そこから学ぶべきことは学んで、段々とギアチェンジをしていかなければいけない。人口減少社会の流れの中では、高度経済成長期の人口も生産も商品も増える世の中から、人口も生産も減るが豊かさは増えることを目指していくターニングポイントである。
委員	藤枝市としてワーク・ライフ・バランスに貢献する施策はあるのか？
委員	今、子ども子育て新法ができて、児童課の子ども子育て支援の中で学童保育の拡充を行っている。市全体として色んな施策がとられている。
委員	この会で提言していくことができるといいと思う。
委員	働いているとき、言葉だけでも違う。子どもが病気になり早退するときに、気持ちよく帰らせてくれるか、そうでないかで気持ちが違ってくる。その違いはワーク・ライフ・バランスの意識からくると思う。
委員	女性の意識を変革していく活動が必要であると思う。ワーク・ライフ・バランスを研究していきたいが、経営者の立場からするとなかなか難しい。
委員	日本では長時間労働が評価されるが、そこを変えていく必要がある。
委員	単純労働と人的労働では違い、簡単ではない。ワーク・ライフ・バランスを権利としてだけとらえられても困る。
委員	男女共同参画会議で色んな提言をしていきたい。それを吸い上げることが参画だと思う。いつも事業の計画や報告であるが、本当に男女共同参画を考えていくならば、そうした会議であってほしい。ワーク・ライフ・バランスでお二人の委員の意見は、共にもっともであり、そうしたことを話し合いたい。
委員	数値目標があるが、具体性に欠ける目標である。男女共同参画課としての関係する統計資料など、数値目標でなく、調査結果がこういう状況であったとかいうことも、この会議で議論する上で参考になると思うので、出していただけたらありがたい。
事務局	５年ごとに市民意識調査を行っており、広範の質問事項を掲げ、1500人に調査し約半数の回答を得ている。そうしたデータがあるので、代表的なものや面白いものを提供させていただきたい。

委員	男女共同参画は、女性の権利を主張するのではなく、男女平等であることでよいのか。
委員たち	そうである。
委員	男女共同参画は選択である。

（３）第２次行動計画の進行管理について

委員	審議会等への女性参画率について、任用の手続きの中で選任調書は男女共同参画課長を経由することとあるが、市の審議会は全て課長を経由しているのか？各審議会に女性参画率を上げるように指導することができるのか？
事務局	年度初めにこの様にしていくとうことではなく、審議会の開催時期の前に合議されることが多い。条例、規則で委員の構成が決められているものがあり、あて職が問題である。例えば、自治会長からの推薦となると、必然的に男性になる。
委員	そうしたことも踏まえて４割となっていると思う。色んな審議会の事務局に出向いて説明しないと、調書がきてからでは遅い。
事務局	調書の決裁がきてからでは遅いので、その前の人選の段階で直接各課長に話している。来年度、この数字は上がってくると確信している。
委員	審議会における市民公募が少ない。40以上の審議会がある中で市民公募をしているのは、５つか６つではないか？そこを広げていけば、女性の参画率の拡大にもつながると思う。
事務局	市民公募を採用しているかは把握できるので、可能かどうか調査していく。
委員	女性の参画率の目標数値を設けて上げていかなくてもいいのではないか。
事務局	行政は、目標へ向けての具体的な数値として４０％を設けている。
委員	実は日本という国は、男女平等である。法律では完全に男女平等であるが、現実には実行されていない。法律で男女平等にしただけでは回らなかったために、男女共同参画社会基本法が施行された。形式的ではなく、実質的に手を取り合ってやっていく概念をつくるためにできた。圧倒的に差があるものを自然体に任せると、なかなか五分五分にならない。従って意識的に引き上げる考え方（ポジティブ・アクション）の一環として数値目標が設けられている。
委員	40%にする目的は何か？
委員	男性であっても女性であってもその世界に飛び込んでいける環境をつくるために、ある程度の是正は意図的に行う政策である。
委員	設計に係る仕事をしてきていたが、出産後の再就職で女性は事務職となっていたため、設計の仕事をしたいと希望し、部署を変えていただき、ＣＡＤも習得した。しかし、現場には連れていってもらえない。男性と女性の壁が根強く残っている。世の中に残る慣習で縛られて抜け出たいけど、むしろ足を引っ張るのは女性仲間である。そうしたことから、強制的にでも目標数値を掲げ、近づいていってもらえれば、自分が望む仕事に就いていけるかと思う。
委員	人がそのときに意識や行動を決めていくときに、周りの事情や自分が置かれた立場などでつくられていく。本当に自分の意識だけで決められているかというと、そうではないことが多分にあると思う。意識的にそれでよければいいが、変えていくには目に見える形でポジティブ・アクションをとっていく必要があると思う。
委員	介護の問題でも、長男の嫁がおばあさんを看たい場合はよいが、看なくちゃいけないと思い、看てる場合もある。介護を社会化して、家で看なくてもいい、施設にあずけてもいいとなったときに、私が看たいと言う人が以前より少し増えてきている。
委員	今後、進行管理について幅広く意見をいただければ、男女共同参画課だけでなく、全庁的に意見を言っていけることになると思うので、積極的に議題に取り上げて進めていければと思う。